

第1章 総則

総則には井野小P T Aの基本的な考えが書かれています。

井野小P T Aには『保護者と先生がともに手を取り合って、子どもたちを健やかに育てましょう』という目的があります。私たちは学校の教育方針をよく理解し、各学級や学年単位での活動を基本にしながら、会員同士の交流の輪を広げ、子どもたちが健やかに成長できるようサポートします。

【名称並びに所在地】

第1条 本会は、佐倉市立井野小学校P T Aと称し事務局を同校内に置く。

【目的】

第2条 本会は、保護者と教職員がお互いに理解し協力し合って、学校、家庭、地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

【方針】

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

1. 学年・学級を基盤とする。
2. 活動を通してP T Aの交流の輪を広げる。
3. 本会と同じ目的をもつ他の諸団体や機関と協力することができる。

【活動】

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 会員相互の親睦・交流を図る。
2. 学校の教育環境を整える。
3. 家庭教育の大切さと役割を認識し、向上を図る。
4. 校外における児童の生活環境を改善するとともに地域と良い関係を保つ。
5. その他、本会の目的を達成する為に必要な活動をする。

【会員】

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本校に在学する児童の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。（非常勤職員を除く。但し本人の希望がある場合は入会を妨げない）

第2章 本部役員

本部役員には、幹事として教頭先生が就いてくださいます。会長、副会長、会計、書記は、選考委員が全会員の中から公平に推薦して、総会で承認されることが必要ですので、学級委員を選出する場合とは違います。

【役員】

第6条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名もしくは3名
3. 会計 2名
4. 書記 2名
5. 幹事 教頭

【役員を選任】

第7条 会長・副会長・会計・書記は、選考委員会により選考され、総会で承認する。選考委員会については、細則に定める。

【役員の任期】

第8条 役員の任期については、次のように定める。

1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員の兼任は認めない。
3. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で協議し承認する。任期は前任者の残任期間とする。

【役員の任務】

第9条 役員の任務については、次のように定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、必要に応じて各会議を招集する。会長は、選考委員会及び会計監査を除く全ての会合に出席して、意見を述べることができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。

3. 会計は、本会に関する一切の会計事務を処理し、総会において収支の状況並びに決算を報告する。
4. 書記は、本会に関する事項を記録し、書類などを作成保管し、会長の指示に従って庶務を行う。
5. 幹事は、学校と本会の調整役をする。

第3章 会計監査

会計監査は、集められた会費が正しく使われているかを監査し、その立場は中立です。

【会計監査】

第10条 本会に会計監査2名（教職員1名、保護者1名）を置く。

【会計監査の選任並びに任期】

第11条 会計監査の選任並びに任期については、第7条、第8条に準ずる。

【会計監査の任務】

第12条 会計監査は本会の会計を監査し、決算報告の監査を総会において報告する。

第4章 機関

井野小PTAの中に置かれている様々な会の役割について書かれています。

第13条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 本部役員会
4. 部会

1. 総会

総会は一年間の活動計画など、大きなことを決定する場です。総会には全会員が出席し、意見を述べることができます。総会を欠席する場合は委任状の提出が必要です。総会で決まったことは全会員の意思ということになります。

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。
- (2) 定期総会は、各年度始めに開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めるか、又は会員の三分の一以上の要求がある時開催する。
- (3) 総会は、会長が招集し、委任状を含む全会員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数の賛成により決議することができる。
- (5) 総会は、次のことを行う。
 - イ. 年間行事（活動）の総括と計画の審議と承認
 - ロ. 決算並びに予算の審議と承認
 - ハ. 本部役員並びに会計監査の承認
 - ニ. 会則の改廃の審議と承認
 - ホ. 運営委員会が必要と認めた事項の審議と決議
 - ヘ. その他
- (6) 総会の議長は、そのつど選任する。

2. 運営委員会

運営委員会は総会の次に大切な決定の場です。各部の代表は活動の報告をし、必要なことを話し合います。そして、その結果を各部に持ち帰り部員に報告します。会員の意見が反映されるPTAであるためにも運営委員会は充実した会議であることが望まれます。

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、次の事を行う。
 - イ. 総会に提出する議案の審議と調整
 - ロ. 各部会の活動についての承認
 - ハ. その他、必要と思われる事項の審議と決議
- (2) 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・幹事・各部長及び各副部長をもって構成する。
- (3) 運営委員会は、原則として年六回開催する。但し、会長が必要と認め

た場合は臨時に招集することができる。

- (4) 運営委員会の議事は、運営委員の過半数の賛成により決議することができる。
- (5) 運営委員会は、会長が必要と認めた場合、他の会員の出席を求めることができる。

3. 本部役員会

本部役員会は井野小PTA全体が円滑に活動できるよう、調整をします。

- (1) 本部役員会は、会長・副会長・会計・書記をもって構成する。
- (2) 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、運営委員会及び各部会の円滑な活動の為に連絡調整を行う。緊急事項については、協議し実行することができる。但し、運営委員会において報告する。

4. 部会

部会には学年部、環境厚生部、校外指導部の三つがあります。各部会は、総会で決められた活動を具体的に実行していくところです。決められた活動以外でも、各部の目的に沿った活動であれば、各部内で新たに企画を考えて実行することができます。

- (1) 部会は、学年部、環境厚生部、校外指導部とする。各部は次のことを行う。
 - イ. 学年部は、各学年における会員の相互理解及び親睦・交流を図る。
 - ロ. 環境厚生部は、児童の健康を考え、教育環境の整備・充実に努める。
 - ハ. 校外指導部は、地域社会と連携して児童の校外の安全、並びに環境の改善に努める。
- (2) 各部は、各部員（学級委員）と担当教職員により構成する。
- (3) 各部は、互選により部長1名、副部長2名を選出する。
- (4) 各部は、役員サポートボランティアを配置できる。役員サポートボランティアの選任については細則に定める。
- (5) 部会は、必要に応じて部長が招集する。
- (6) 部会は、総会で決定した活動計画を具体的に企画し、実行する。
- (7) 部会は、必要に応じて会員に協力を求めることができる。又、運営委員会に会員の意見を反映させることができる。
- (8) 部員の選出方法については、細則に定める。

【特別委員会】

特別委員会は年間の活動計画には入っていない活動、又臨時に必要となった活動を行う委員会です。

第14条 本会は、特別委員会を持つことができる。

1. 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の承認を得て設置できる。
2. 特別委員会の委員は、会員より募る。
3. 特別委員会の委員長は、委員の中から互選する。
4. 特別委員会の委員長は、必要に応じて運営委員会に出席する。
5. 特別委員会は、その任務が終了したときに解散する。
6. 特別委員会に含まれる井野っ子まつり実行委員会については、細則に定める。
7. 特別委員会に含まれる創立周年行事委員会については、細則に定める。

第15条 学校長は、学校経営の責任者として、全ての会議に出席し学校教育に関する意見を述べることができる。

第5章 会計

P T Aの会費は活動を行っていくために必要な経費です。そして、活動を支えるためのものですから、会費が有意義に使われるように予算と活動計画を合わせて考える必要があります。

P T Aの会計は必ず総会で決算報告され、予算案については会長の承認をもらいます。

第16条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

1. 本会の会費は、一世帯月額250円（年間3000円）とする。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3. 会費の納入については、細則に定める。

第17条 本会は、特別会計をもつことができる。

1. 特別会計は、特別な目的が生じた場合に総会において承認されることを必要とする。
2. 特別会計の運用は、運営委員会で決定することができる。

第6章 個人情報取扱

個人情報保護法改正に伴い、PTA活動に際し、保有する個人情報の適切な取扱いが必要となります。

【目的】

第18条 PTAが保有する個人情報の適切な取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報のデータの取扱いについて定めるものとする。

【責務】

第19条 個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動他において個人情報の保護に努めるものとする。

【管理者】

第20条 PTA活動における個人情報のデータについては管理者をPTA会長とする。

【取扱い者】

第21条 PTA活動における個人情報のデータについては取扱い者をPTA本部役員、学年部部員、環境厚生部部員、校外指導部部員、井野っ子まつり実行委員会委員とする。

【秘密保持義務】

第22条 個人情報データの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

【収集方法】

第23条 PTAが、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報など収集する際は、あらかじめ本人の同意を得る。

【利用】

第24条 取得した個人情報、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、および文章の送付
- (2) 各部・特別委員会名簿の作成
- (3) こども110番協力者の管理および文章送付
- (4) 管理者が必要と判断した書類の作成

【利用目的による制限】

第25条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

【管理】

第26条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は、本部役員により適性かつ速やかに廃棄し、その後管理者に報告する。

- (1) 各クラスのクラス名簿、およびポイント管理名簿、作業出欠名簿は終了後1年保管の上、破棄する。
- (2) 各部・特別委員会の役員名簿については任期満了後に各部・特別委員会より本部が回収の上、7年間保存後に破棄する。
- (3) こども110番の協力者名簿については、新規会員を募り更新後に破棄する。

【保管及び持ち出し等】

第27条 個人情報データを取扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な情報で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

【第三者提供の制限】

第28条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

【第三者提供に係る記録の作成等】

第29条 個人情報を第三者（第28条第1号から4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

【第三者提供を受ける際の確認等】

第30条 第三者からは（第28条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人からの提供を受ける場合は記録不要）

【情報開示等】

第31条 本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【会員の個人情報管理・保管・持ち出し等】

第32条 会員は、各クラスの電話連絡網・PTAだより掲載の役員名簿・先生の個人情報等連絡先の記載された書類は各会員が厳重に保管することとし、不要となった場合は、適正かつ速やかに破棄するものとする。個人情報データを電子機器等にて取り扱う際は、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

【漏えい時等の対応】

第33条 個人情報データを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

【説明】

第34条 PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、説明会を実施するものとする。

【苦情の処理】

第35条 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第7章 会則並びに細則・規定の改廃

会則は時代や社会の状況に応じて見直しをすることができます。
会則の改廃に際しては、会則検討委員会を設置することで、会員の中から幅広く委員を募集することができ、通常の運営委員会とは別に時間をかけて検討することができます。

【会則の改廃】

第36条 会則の改廃については、次のように定める。

1. この会則の改廃については、会則検討委員会を設置する。
2. この会則の改廃については、総会の決議を必要とし、出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

【細則・規定の改廃】

第37条 本会の運営に必要な細則・規定の改廃は、会則の趣旨に反しない限り運営委員会において審議し、決定することができる。但し、次期総会において報告する。

細 則

細則とは会則に基づいて更に細かく作られたもので、P T A活動がより円滑に行われるように書かれた手引きのようなものです。

また、その条項の改正や廃止を運営委員会で決定することが出来るので、状況に合わせて柔軟に対応できます。

本部役員に関する細則

第6条および第9条に基づき、本部役員は本会の基盤として次のようにP T A活動を行う。

1. 副会長 2名もしくは3名 必要に応じて4名とする。
(副会長が3名もしくは4名の場合、内1名は前年度本部役員が望ましい。)
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその任務を代行する。
3. 相談役の任を負った者は、その責務、活動量を軽減する。但し、本部役員の活動を把握し、適時助言を行う。相談役に対し、本部の活動について、適時報告するものとする。

選考委員に関する細則

第7条に基づき、本会は本部役員並びに会計監査の選出を円滑にする為、選考委員会を設置する。

1. 選考委員会は、本部役員並びに会計監査を総会において推薦する。
2. 選考委員会は、学級委員の中よりくすのき学級を除く学年部員で編成する。
これに教職員より1名を加えた委員で構成される。
3. 選考委員は、互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
4. 選考委員は、公正な推薦を旨とし、選考委員会で合議の上選考する。又、選考の活動中に知りえた情報に関しては、みだりに他言してはならない。
5. 選考委員会は、当該年度の日程に応じて編成し、総会終了と同時に解散する。

学級委員に関する細則

第13条4. (3) および(7)に基づき、学級委員は本会の活動の基盤として次のようにPTA活動を行う。

1. 副部長2名、必要に応じて3名（副部長が3名の場合、内1名は前年度部長もしくは副部長が望ましい。）
2. 役員サポートボランティアの任を負った者は、その責務、活動量を軽減する。但し、各部役員の活動を把握し、適時助言を行う。役員サポートボランティアに対し、各部会の活動について、適時報告するものとする。
3. 役員サポートボランティアは前年度、同部に在籍し役付けとなっていた者に限る。但し、同部との兼任はできない。
4. 学級委員は、会員の中から各学年クラス数×3名を選出する。選出された委員はそれぞれ学年部、環境厚生部、校外指導部のいずれかに属する。
5. 学級委員は、学級に関する問題及び活動を協議し、実行する。
6. 各学級は、必要に応じて学年単位で活動を行なうことができる。
7. 学級委員は、必要に応じて学年全員に協力を求めることができる。
8. 学級委員に欠員が生じた場合は、各学年において選出することができる。

井野っ子まつり実行委員会に関する細則

第14条6. に基づき、本会は特別委員会として井野っ子まつり実行委員会を設置する。

1. 井野っ子まつり実行委員会として、会員の中から各学年クラス数×1～2名を選出する。本部より、会長が実行委員長に就き、他1名以上を選出する。
2. 井野っ子まつり実行委員会は、井野っ子まつりを計画、実行する。
3. 井野っ子まつり実行委員会は、各地区に協力を求めることができる。
4. 必要に応じて、運営委員内1名は前年度井野っ子まつり実行委員の運営・会計・書記であった者が望ましい。
5. 役員サポートボランティアの任を負った者は、その責務、活動量を軽減する。但し、委員会役員の活動を把握し、適時助言を行う。役員サポートボランティアに対し、委員会の活動について、適時報告するものとする。

6. 役員サポートボランティアは前年度、同委員会に在籍し役付けとなっていた者に限る。但し、同委員会との兼任はできない。

創立55周年行事委員会に関する細則

第14条7. に基づき、本会は特別委員会として周年行事委員会を設置する。

1. 周年行事委員会として、会員の中から各学年クラス数×1名を選出する。
2. 周年行事委員会は、令和7年度、8年度のみ設置する委員会とする。
3. 周年行事委員会は、創立55周年行事を計画・実行する。
4. 必要に応じて、運営委員内1名は前年度周年行事委員の運営・会計・書記であった者が望ましい。
5. 役員サポートボランティアの任を負った者は、その責務、活動量を軽減する。但し、委員会役員活動を把握し、適時助言を行う。役員サポートボランティアに対し、委員会の活動について、適時報告するものとする。
6. 役員サポートボランティアは前年度、同委員会に在籍し役付けとなっていた者に限る。但し、同委員会との兼任はできない。

会計に関する細則

第16条3. に基づき、会費の納入等については次のように定める。

1. 会費は年度初めに一括納入とし、原則として返金はしない。
(途中転出の場合も含む)
2. 途中転入の場合は、転入した翌月から年度末までの会費を一括納入する。

規 定

規定は条文に基づかないけれども、井野小学校PTA全体として、共通理解し、実施するものとして決めた約束事です。

慶弔規定

本会は下記の規定に従い慶弔の意を表する。

内 容	金 額
1 会員及びその配偶者の死亡	10,000円
2 児童の死亡	10,000円
3 学校職員の転退職	そのつど運営委員会で協議する
4 その他（火災、自然災害等）	そのつど運営委員会で協議する

* 各項に示した金額相当の金品とする。

付則 この会則は、平成15年4月1日より施行する。

平成25年4月22日一部改正（慶弔規定・3）

平成25年12月3日一部改正（井野っ子まつり実行委員会に関する細則.1）

平成26年3月4日一部改正（選考委員会に関する細則・2）

平成26年4月28日一部改正（第16条・1）

平成27年2月3日一部改正（井野っ子まつり実行委員会に関する細則.1）

平成27年12月1日一部改正（井野っ子まつり実行委員会に関する細則.1）

平成28年12月6日一部改正（井野っ子まつり実行委員会に関する細則.1）

平成29年1月10日一部改正（2. 運営委員会(3)）

平成30年3月6日一部改正（本部役員に関する細則、学級委員に関する細則.1井野っ子まつり実行委員に関する細則.1）

平成31年4月24日一部追加（第6章 個人情報取扱）

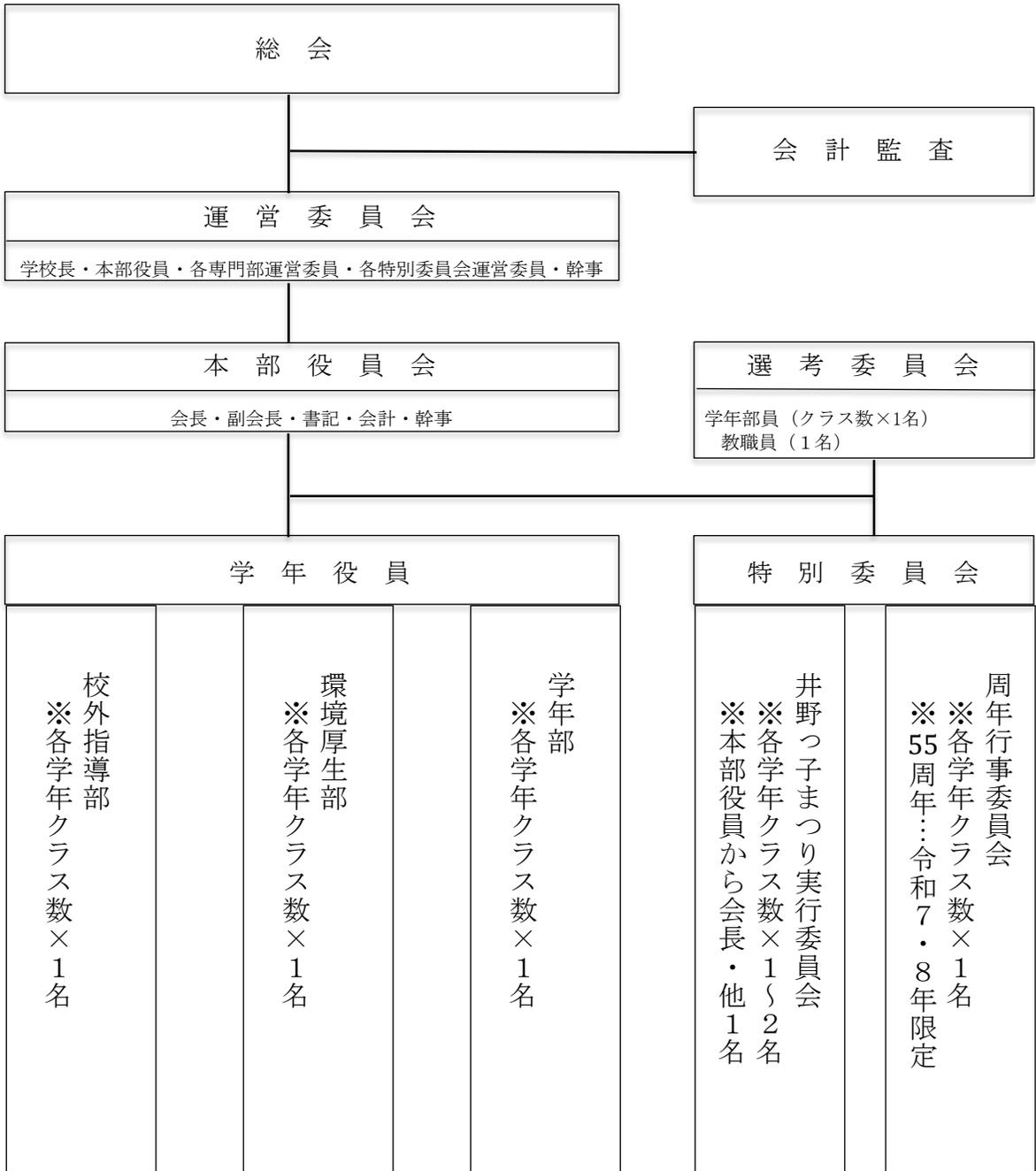
令和2年4月22日一部改正（第16条の・1）

令和2年11月4日一部改正（第5条2・13条4・14条7・選考委員に関する細則・学級委員に関する細則・井野っ子まつり実行委員会に関する細則・創立50周年行事委員に関する細則）

令和4年4月20日一部改正（第6章・26条の2）

令和5年4月19日一部改正（選考委員に関する細則・学級委員に関する細則・井野っ子まつり実行委員会に関する細則・創立55周年行事委員会に関する細則・井野小学校PTA組織図）

井野小学校 P T A 組織図



※会則と一緒に大切に保管してください。